

平成 31 年  
1 月 1 日  
第 126 号

# 全植検協通報

《 発 行 》  
一般社団法人全国植物検疫協会  
東京都千代田区内神田 3-4-3  
Tel 03(5294)1520



## 新年を迎えて

(写真：柳森神社)

会長 花島 陽治

新年明けましておめでとうございます。年の始めにあたり会員及び関係者の皆様にとって本年が良い年でありますよう心からお祈りいたします。また、皆様からは当協会への特段のご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、昨年、米国と中国との貿易摩擦は当事国のみならず各方面に影響を与える事態になりました。しかしながら、一昨年、米国が一方向的に脱退した TPP については、昨年 12 月 30 日に発効に至り、新たな経済連携協定は TPP11 メンバー各国の活発な貿易に寄与するものと期待されています。また、英国の EU 離脱協議や日中平和条約交渉など、我が国の経済活動に大きな影響を及ぼす案件も多く、今後の動向が注目されます。

一方、国内に目を向けると、昨年は記録的な猛暑、秋には台風 21 号及び 24 号による被害、北海道地震による災害と全道停電など自然の猛威を目の当たりにし、我が国の経済活動にも大きな影響を及ぼしました。被災された方々にお見舞い申し上げますとともに、関係者のご健勝を願っております。昨年の株価市場は連続して上昇する期間もあり投資家の注目を集めました。本年も明るい市場となることを願っております。スポーツ界

に目を転じると、昨年は大谷翔平、紀平梨花（フィギア）、阿部詩（柔道）など若い力が躍動しましたが、2020 年のオリンピック・パラリンピックに向け、より多くのアスリートの活躍が期待されます。

植物検疫では、昨年 10 月 1 日から郵便及び携帯品として持ち込まれる植物類への植物検疫証明書の添付が必須となりました。これに併せ、貨物として輸入される植物類への証明書添付も検討されると伺っておりますが、当協会も円滑な物流に協力して参る所存です。農産物の輸出に関連しては、昨年 4 月、当協会は農林水産省から「輸出国の規制に対応するためのサポート体制整備事業」を受託し（2 年目）、相談対応、専門家派遣等相談窓口となる地域協会と連携し、事業を推進して参りました。引き続き、専門家をはじめとする皆様のご理解とご協力をお願い致します。

昨年 1 年間の業務を無事に終了できたことは、ひとえに会員各位のご協力の賜であり、深く感謝申し上げます。今後とも農林水産省の担当部局との連携をより一層密にし、当会事業を円滑に推進する所存ですので、引き続き皆様のご指導、ご支援、ご鞭撻をよろしくお願い致します。

## 国連総会は2020年を植物検疫に関する年に決定

農林水産省横浜植物防疫所調査研究部 横井幸生部長

昨年(2018年)12月、国連総会では、2020年を国際年 International Year of Plant Health 2020 (IYPH2020) とすることが決議されました。plant health という用語はやや聞きなれない言葉ですが、欧米では主に検疫による植物病害虫の侵入・まん延防止、を指す英語として使われています。この決定は、フィンランドの提案を受けて2017年の第12回植物検疫委員会(CPM12)やFAO 総会での決定にもとづき進められてきた結果です。

国際年は、植物検疫当局にとどまらず、貿易流通や植物検疫に関係する業界、学会、研究・教育機関など多くの関係者による活用が期待されます。病害虫の侵入を防ぎ、かつ円滑な貿易への影響を最小限に抑えることの重要性が広く理解されるよう、さまざまな工夫を展開するよい機会となるでしょう。国際植物防疫条約(International Plant Protection Convention (IPPC)) では、国際年を挟み、2019年末から2021年初までの間に国際イベントを企画しており、他の国際機関との連携の模索を進めています。CPM15の際に閣僚レベルの国際会議を開催する案も浮上しており、今後世界の各地域・各国で多くの取り組みが計画されることが予想されます。

国内では、2020年にアジア植物病理学会総会が日本で開催されることから、国際年の広報と連携する可能性について検討が始まっています。また、2018年9月から11月の間に、「植物病害虫の世界的拡散と対応策の研究に関する検討会」が農林水産省で開かれ、筆者も委員の一人として参加しました。3回の会合における議論の結果は、世界各国の研究者や研究機関の間でネットワークを確立し交流を促進することをはじめとした提言にまとめられました。今年のG20議長国は日本ですが、上の提言は、4月下旬に東京で開催される首席農業研究者会合(G20 Meetings of Agricultural Chief Scientists (MACS))の議題の一つに提案することが検討されています。

さて、少しさかのぼりますが、昨年(2018年)

4月に参加したCPM13の概要を以下に報告いたします。

まず、国際基準(International Standards for Phytosanitary Measures (ISPM))の採択では、ISPM42「植物検疫措置としての温度処理の使用要件」が新たに採択されました。これは、蒸熱、温湯、低温等の温度による殺虫処理を輸出入国が利用するための技術的なガイダンスとなっています。また、ISPM5「植物検疫用語集」、ISPM6「サーベイランス」、ISPM15「木材梱包材」付属書1及び2が、それぞれ改正されました。さらに、ミバエに関連しこれまで策定されていた3基準に内容の重複がみられたため、再編と一部の廃止が決定されています(ISPM26「無発生地域の設定」、同30「低発生地域の設定」及び同37「ホスト・ステータスの決定」)。あわせて、今後検討を進める基準案のテーマとして、植物検疫の監査、ISPM11「検疫有害動植物のPRA」のうち「入り込み及び定着」に関する補足、ISPM12「植物検疫証明書」のうち「再輸出」に関する改正の3つの作業開始が決まりました。

長年にわたり検討が続いている海上コンテナの扱いについては、いったん基準案の策定作業を休止しつつ2017年に設置されたタスクフォースによる検討が進められているところですが、予定では2021年にタスクフォースからCPMへの報告がなされ、その後基準策定の是非につき議論がなされる見込みです。さらに、今後の基準策定の方向として、品目別の基準を作成していくことについても議論が進められています。CPM13の議論を受け、品目別基準の策定に関する指針案が作成されており、次回CPM14以降さらに検討が行われる予定です。

基準策定が進む中で、作られたルールを適切に実施していくための方策についてもさまざまな検討が行われています。2017年に新しく設置された実施能力開発委員会(Implementation and Capacity Development Committee (IC))が中心となり、基準策定の課題選択やその策定過程において実施の視点にどう配慮するか、といった点

などが課題となっています。

このほか、CPM13では、2020年からの10年間を対象としたIPPCの長期的な戦略枠組みの骨子案が示され、また加盟国がIPPCの事業に資金提供しやすくなる手続きの簡素化を決定しました。さらに、長らく地域機関が不在であったカリブ地域において、カリブ検疫食品安全機関（Caribbean Agricultural Health and Food Safety Agency (CAHFSA)）が正式な地域植物防疫機関として認定されることになりました。

植物検疫証明書の扱いに大きく影響する電子証明のハブ化については、IPPC事務局が世界銀行の協力を得つつ進められていますが、パイロット事業が完了し、ハブシステムの運用が開始されました。同ハブシステムは、各国の植物検疫当局間での迅速な電子証明書の往来を可能にしますが、証明書の受領とその後の処理、発給と他国への送信には国内のシステムが必要です。このような国内の準備ができた国からハブへの接続が行われており、2018年末の時点で米国、オランダ、アルゼンチン等の数カ国が利用を開始しているようです。また、国内のシステムをもたない国々向けの、簡易な入出力システム（Generic National System (GeNS)）の開発については、スリランカ等3カ国によるパイロットプロジェクトが進められています。その一方で、安定した運用のために今後の費用負担をどうするかという大きな課題があります。日本も、主要貿易相手国の動向を見つつ、既存のシステムとの調整を図りながら国内システムの開発を検討しています。また、アジア太平洋地域のワークショップを2018年末に東京で開催し、同システムに対する地域内各国の理解を深めるために貢献しているところです。



写真 第13回植物検疫委員会(CPM13)にて発言中の著者

ここまでIPPCによる国際的な議論につきCPM13を中心にご紹介しましたが、アジア太平洋地域で種子に関する動きがあります。一昨年2017年にISPM38「種子の国際移動に関する国際基準」が採択された後、アジア太平洋植物防疫委員会（Asia Pacific Plant Protection Commission (APPPC)）では、タイからの提案にもとづき、特定の作物の種子に関する初めての地域基準策定が始まりました。また、官民をメンバーにもつアジア太平洋種子協会（Asia Pacific Seed Association (APSA)）が種子業界と各国植物検疫当局の間で相互理解を深めるための場を提供しており、2015年から4回の協議が行われています。協議を重ねる中で、徐々に双方の懸念や関心事項の共有に加えて植物検疫の重要性や仕組みへの理解が進み、今後は情報交換だけでなくPRAの実施促進や種子関連病菌の衛生管理に関する提案につながっていく可能性もあります。種子貿易は日本にとって重要な関心分野であり、これらの協議と並行して技術協力も行われています。タイ・ベトナムの二国を対象にした協力プロジェクトについては、本誌122号において詳細な報告がありましたが、その後も日本の専門家派遣を継続しつつ、両国の関係者に対する現地や日本国内での研修が進められています。

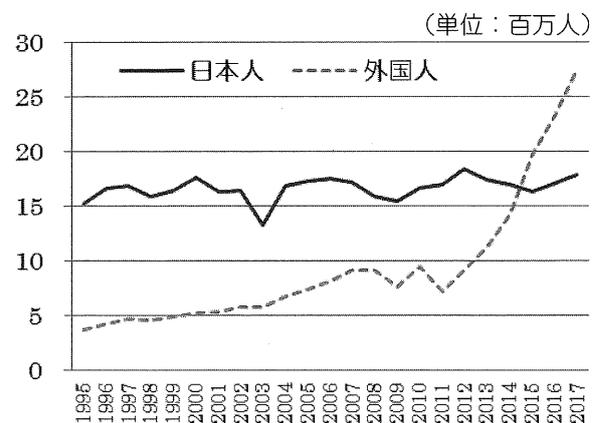


図 我が国への年間入国者数の推移  
(法務省出入国管理統計にもとづき作成)

グローバル化のもとで、農産物貿易の量が年々増え続けているのは周知のとおりですが、国境を超える人の動きはなおさら顕著です。出入国管理統計から入国者数の経年変化を見ると、この数年は特に著しい増加がみられ、2015

年に外国人入国者数が日本人の帰国者数を上回って以降もお増え続けています(図)。

先日国会で成立した出入国管理法の改正もさることながら、2020年は東京オリンピック・パラリンピック、2025年には大阪万博が開かれることを考えると、日本を訪れる海外からの旅客の増

加はしばらく続くことになりそうです。

このような状況の中で、今後とも植物検疫上のリスクを適切にとらえて対応する必要があります。関係者各位のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



### 「日本の食品」輸出 EXPO」及び「野菜・果実ワールド」における輸出サポート事業の活動

平成30年10月10～12日、千葉県の幕張メッセにおいて「第2回輸出 EXPO」が開催されたことから当協会も参加し、サポート専門家の協力を得て、事業説明と農産物の輸出相談を行いました。3日間で約600枚のちらしを配布するとともに、50件を超える輸出相談に対応しました。

また、11月20～22日、東京ビックサイトにおいて開催された「野菜・果実ワールド」においても専用ブースを設置し同様の活動を行い、ちらし約550枚を配布するとともに、同会場においてセミナー(農産物の輸出で知っておきたいこと：川口嘉久氏、残留農薬とは：内田又左衛門氏)を

開催し、農産物の輸出に当たっての注意点等を解説しました。



写真：幕張メッセでの活動の様子



### 平成30年度植物検疫全国研修について

本年度の全国研修は次の日程で行われます。

日時：平成31年2月6日(水) 13時～17時

場所：東京港芝浦サービスセンター

①植物検疫を巡る最近の状況について

農水省消費・安全局植物防疫課 松崎晃課長補佐

②国際植物防疫条約(IPPC)を巡る現状について

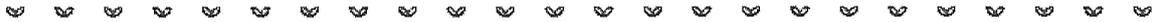
横浜植物防疫所調査研究部 横井幸生部長

③ NZ向け中古自動車の検査対応ー現状と課題ー

日本輸出自動車検査センター 久留宮修司部長

④輸出用木材こん包材消毒証明事業の現状

(一社)全国植物検疫協会 藁谷一馬技術顧問



事務局便り

平成31年2月6日(水) 植物検疫全国研修(東京港芝浦サービスセンター)

平成31年2月28日(木) 第9回業務企画委員会(全農薬ビル)

平成31年3月15日(金) 第21回理事会(ホテルラングウッド、日暮里、15時～)

同年5月中旬 第22回理事会(書面決議)

同年6月12日(水) 第23回理事会(ホテルラングウッド、14時～)及び

第8回定時社員総会(同、15時～)



冒頭写真について

柳森神社(神田)は室町時代、太田道灌が江戸城東北方面の鬼門除けとして創建されたと言われ、烏森神社(新橋)、梶森神社(日本橋)とともに、

江戸三森の一社として、JR秋葉原駅近く、神田川のほとりに設けられています。